

保育の必要な理由の例外規定について

第2回（平成26年8月）の会議において「保育の必要性の認定に関する基準」を本会議で規定しましたが、今年度の保育施設の入園作業を進める上で、規定に合わないが保育を必要とするケースが発生したため、このような場合の対応についてお諮りしたいと思います。

1. 現在の保育の必要な理由規定

- (1) 就労（64h/月以上）⇒就労時間により認定時間に差
- (2) 妊娠、出産⇒産前6週間、産後8週間
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居している親族の介護、看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備も含む）、就学（職業訓練も含む）
- (7) 虐待やDVの恐れがある場合
- (8) 育児休業中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること
- (9) その他、上記に類する状態として市長が認めること

※保育所は「保育に欠ける」状態の児童のための施設であることは、児童福祉法第24条第1項に規定されている。

※この他に保育所での保育を受ける方法は主に次の2とおりである。

- (1) 一時預かり事業としての利用
 - ・保育所等に入所していない児童が一時的に保育に欠ける場合に利用できる制度
 - ・利用料金は1日1,800円（延長料金有り）
- (2) 私的契約児童
 - ・利用料金は最高額
 - ・保育ではなく園との直接契約による施設利用（特例施設型給付費の扱い）

2. ケースの検討

平成27年4月から入園申込のあったケースについて、現在の入園基準上では判断が難しい事例が発生したため、事例の対応について委員会で検討する。また、今後も新しいケースが発生することが考えられるため、類似ケースは準用して考えることとしたい。

ケース1 別居中の親の就労規定

(1) 事例

- ・父は父の実家で別居中（戸籍上は同居になっている。）ずっと求職中
 - ・母はフルタイムで就労している。
 - ・離婚していなければ父母の就労状況を見るため、現在は短時間認定であり、3カ月間しか入園できないことになる。
 - ・家庭相談（訪問等）の対象になっている特別な支援が必要な家庭である。
 - ・上の子ども（高校を卒業し、就職）は障がいを持っている。
 - ・H26年までは父親が車で送迎していたが、車は上の子どもが使い始めたため、母親は徒歩で50分の距離を園まで迎えに行かなければならなくなった。
- ⇒実質的な別居は「求職」による認定期間の3カ月経過後も入園を認め、標準時間認定として扱って欲しいという訴え。

(2) 考察

- ・このケースをDVのパターンに当てはめて考えると、保育できる父親が保育しないことを育児放棄（＝措置の対象）とし得るかは判断が難しいが、本来面倒を見るべき子どもを正当な理由なく別居によって保育しないことは「遺棄」とされる場合がある。
 - ・相手が離婚に応じないので、ひとり親とすることはできないが、長期間の別居状態であることが事実であれば、実質的には母親が就労すれば保育に欠ける状態になることから、主に保育する方の親に離婚する意志があり、相手が離婚を拒む状態であれば、長年の別居を離婚と見なす措置も必要である。
 - ・家庭環境に問題がある場合は、専門的に関わっている職員の意見を参考にしながら入園等の手続きを進める必要がある。
- ⇒育児負担の増加による虐待の防止

(3) 事務局案

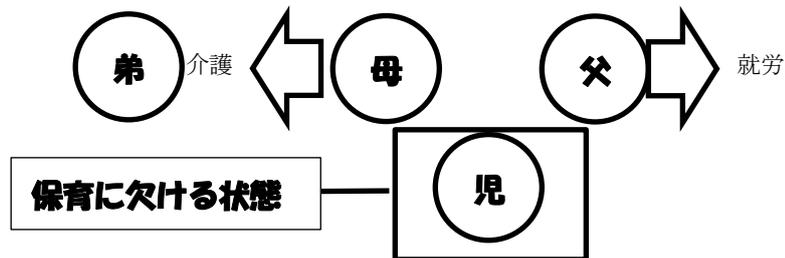
- ①「市の相談担当」「児童相談所」「民生委員」等が関わっているケースにおいて適用し、その担当の意見書を求めることが前提条件
- ②3カ月以上の別居（確認は相談担当等による）をしており、離婚に応じない場合、本人からの申し立てにより母の就労状況のみで認定し、保育標準時間認定とする。
- ③ひとり親の保育料の減免措置等は適用しない。
- ④いわゆる「家庭内別居」はこの対処に含まない。

ケース2 特別な配慮が必要な児童の育児

(1) 事例

- ・昨年度から入園している児童が下の子の妊娠・出産を理由に今年度も入園申込を提出した。
- ・育休終了後でも、昨年度も入園していた児童のため、経過措置により「下の子の面倒を見るため」として、1年間の入園が許可されている。
- ・認定時間が「短時間」だが、父親の送迎が遅いため毎日延長保育の利用対象になる。
- ・低出生体重児の双子を生んだ母が、育児で児童の迎えに来られないため、遠方に勤めている父が園への送迎しているため、ほぼ毎日延長保育の利用が必要になる。
- ・育休による認定は短時間認定となっているが、多胎の場合、低出生体重児が生まれることが多く、つきっきりで様子を看なければならない。

⇒面倒を見る下の子に特別な配慮が必要な場合は、1年間の経過措置中は標準時間認定として欲しい。



(2) 考察

- ①低出生体重児等の特別な配慮が必要な児童を家庭で保育する場合は、保育に欠ける理由の「同居親族の看護・介護」に該当すると考えられる。
- ②短時間認定の児童が月に25日延長保育を利用すると「11,250円/月」とかなりの高額になる。
- ③特別な配慮の必要性は医療機関等が判断によるべきである。
⇒障がい（重度の場合のみ）を有する兄弟も含む。
- ④単純な「双子の育児」は保育に欠ける要件とは言えない。

(3) 事務局案

- ①低出生体重児や障がい児等、特別な配慮が必要な児童を家庭で保育する場合は、医療機関等の証明書の添付を条件とし、「同居親族の看護・介護」に該当する家庭として標準時間認定とする。（認定期間は医師の診断による）
- ②双子であることは条件として求めない。

ケース3 保育に欠ける事由に期間が空く場合

(1) 事例

- ・前年度から入園している児童で、母親が3月末で退職し、4月からは求職（4～6月の3カ月のみ）で入園している。
- ・母が妊娠し、11月が出産予定日である。（これにより9～11月が保育に欠ける期間として認定される。）
- ・結果として、入園期間に2カ月の空白期間が発生する。

⇒この2か月間を保育に欠ける期間と見なし、継続して入園したい。

3月	4月	7月	9月	2月	3月
入園		退園		入園	
就職		—		妊娠出産	
		2か月			

(2) 考察

- ①一度退園した後に再度入園することが決まっている場合は、再入園の時に定員がいっぱいで入れない場合も考えられる。
- ②当該児童が障がい児の場合は加配職員の雇用も中断してしまう恐れがあるため継続した方が職員確保の観点から安定する。
- ③後半部分に要件となるものは、日付が確定的なモノ⇒「就労」「妊娠出産」のみが該当する。
- ④入園と退園を繰り返すことは保護者、園、市の事務手続きが煩雑になることから、短期間（同一月内）に行なわれることは避けたい。
- ⑤再入園の場合に入園指数に加算をすることは、保育所利用の公平性の観点から望ましくないと考える。

(3) 事務局案

同一月内に入退園のどちらも手続きする場合を除き、原則として保育に欠ける事由が亡くなった場合は一度退園し、保育に欠ける事由が再度発生した時点から再び入園をすることとする。

ケース4 「集団生活を経験させたい」理由での保育園入所

(1) 事例

- ・父親は就労している。母親は下の子どもの面倒を見ているが、就労はしておらず、3歳になるまでは就職活動をする気もない。
- ・保護者としては、乳幼児期からの集団生活を経験させるため、保育所への入園を希望している。

⇒保護者に替わっての保育を目的とするわけではないので、「一時預かり」や「ファミリーサポートセンター」の利用は不適である。

- ・入園している園では年齢毎の定員で見た場合は、受け入れ可能であるが、未満児の定員を見れば超過している状態である。

⇒定員に空きがある場合は、1号認定の児童を保育所で受入れて欲しい。

(2) 考察

- ①保育所は第一義的に「保育に欠ける児童を受入れる施設」として児童福祉法に規定されている。子ども・子育て支援法には「※特別利用保育」による利用方法も規定されている。
- ②この児童の入園を認める場合、保育に欠ける別の児童の申込みがあり、定員を超えるときは、この児童を退園とすることができるのか。
- ③本市において1号認定児童の受け入れ先である認定こども園が3施設（各地域に1施設）しかないことは、今後の保育施設の整備計画において再考すべき課題である。
- ④1年の経過措置が終了した場合に1号認定となる児童数は第5回会議資料で示したとおり40名程度となる見込み

⇒平成28年度の入園開始までに受け皿を確保する必要性がある。

(3) 事務局案

- ①集団生活を経験させる目的は、各地域にある認定こども園でも可能であることから、保育所の入所は児童福祉法に定められている保育に欠ける状態を必要とする。
- ②特別利用保育（私的契約）児童として、最高額の保育料を支払い、園との直接契約をする場合はこの限りでない。（定員に余裕がある場合）

※ 特別利用保育：1号認定に該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。